

各 位

会社名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社

代表者名 代表取締役社長 川崎 正己

(コード番号:8060 東証第一部)

執行役員コミュニケーション本部長

松阪 喜幸

(TEL. 03-6719-9095)

定款の一部変更に関するお知らせ

問合せ先

当社は、平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 3 月 28 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、 取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、 並びに社 外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を第25条 および第33条として新設するものであります。なお、第25条の新設につきましては、あらかじめ監 査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年3月28日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成24年3月28日 (予定)

以上

現行定款	定款変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第 17 条	第 17 条 (現行どおり) 第 24 条
(新設)	(取締役の責任免除) 第 25 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項 の規定により、任務を怠ったこと による取締役(取締役であった者 を含む。)の損害賠償責任を、法令 の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項 の規定により、社外取締役との間 に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令 が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第 <u>25 条</u>	第 <u>26 条</u>
(新 設)	(監査役の責任免除) 第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項 の規定により、任務を怠ったこと による監査役(監査役であった者 を含む。)の損害賠償責任を、法令 の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項 の規定により、社外監査役との間 に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令 が規定する額とする。
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>32</u> 条 〈 《条文省略》 第 <u>35</u> 条	第 <u>34</u> 条 〈 現行どおり) 第 <u>37</u> 条